

福島県後期高齢者医療広域連合入札参加者心得

(目的)

第1条 福島県後期高齢者医療広域連合が発注する契約に係る競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、福島県後期高齢者医療広域連合財務規則の定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札通知書、仕様書及び現場等並びに入札条件、契約方法を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提示することを原則とし、郵便をもつて提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受け提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を、入札参加者の代理人とすることはできない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札等の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいつん提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人から、必要がある場合には、当該業務に係る見積内訳書を提出せざることがある。この場合、見積内訳書の提出がない場合、入札に参加することはできない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者又は入札参加者の代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者又は入札参加者の代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札書

(2) 鉛筆書きによる入札書

(3) 記名押印を欠く入札書

(4) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札書

(6) 日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書

(7) 業務名が記載されていない若しくは公告又は指名通知書と一致しない入札書(軽微な誤字脱字であって意思表示が明確であるものを除く。)

(8) 1人で2通以上提出した入札書

(9) 入札条件に違反した入札書

(10) 明らかに連合によると認められる入札書

(11) 入札書と見積内訳書の金額が異なる入札書

(12) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書

(13) 郵便により提出された入札書

(14) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書

(15) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等で示した条項に違反して入札した入札書

(16) 初度の入札に参加しなかった者の再度の入札書

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合(最低制限価格制度)は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

4 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用する必要があると認めるとき(以下「総合評価方式」という。)は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、低入札価格調査を実施し判断するものとする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき)は、直ちに再度の入札に付することができる。

(契約保証金)

第10条 契約保証金の納付等については、福島県後期高齢者医療広域連合財務規則の定めるところによる。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、5日以内に契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めた場合は、その限りでない。

(連帯保証人)

第12条 契約権者が必要と認める場合、落札者は、契約について、自己に代わって自らその給付を完了させ、若しくは履行することを保証し、又は当該契約の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他損害金の支払を保証する連帯保証人をたてなければならない。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第14条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。